

新型コロナウイルス感染症に係る自治体による交通事業者への支援一覧

モード	支援策の種類 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. その他	都道府県	市町村	支援策の名称	支援対象	概要	担当者連絡先	掲載URL
タクシー	3	鳥取県		タクシー事業者への広報委託	県内タクシー事業者	・コロナウイルス対策を行いながら徐々に経済活動を再開していくための新たな生活様式に係る広報を委託する ・当面は、コロナウイルスを想定した新たな生活様式を広報することとし、その後は回復状況に応じて広報内容を変更していく	地域づくり推進部 地域交通政策課 0857-26-7641	http://db.pref.tottori.jp/yosan/R2Yosan_Koukai.nsf/c3f59f6b9ef5cc11492574820029de35/5852d6b02eaba73c492585760023464c?OpenDocument
タクシー	2	鳥取県		医療従事者へのタクシー利用助成事業	タクシーチケット配布対象者：入院協力医療機関又は帰国者・接触者外来（公立病院を除く）に勤務されている方（県内タクシー事業者への利用促進）	新型コロナウイルス感染症の入院協力医療機関及び帰国者・接触者外来のある医療機関で奮闘されている方向けにタクシーでの通勤費用を助成することで、タクシーの利用促進につなげるとともに、通勤時の身体的・精神的負担の軽減を図る。	地域づくり推進部 地域交通政策課 0857-26-7641	http://db.pref.tottori.jp/yosan/R2Yosan_Koukai.nsf/c3f59f6b9ef5cc11492574820029de35/5852d6b02eaba73c492585760023464c?OpenDocument
貸切バス	2	鳥取県		県内観光等利用安心バス助成事業費補助金	県内貸切事業者	地域住民がマイクロバス等で移動する際の活用を促し、まずは県内移動の円滑化を図るため、以下の取組を行うバス事業者を支援（貸切バス事業者が利用者へ防止対策後の正規料金の1/2を割引。バス協会へ補助金を概算払いし、バス協会から各貸切バス事業者へ割引分を全額補填） <新型コロナウイルスに関する業界ガイドラインに沿った安全・安心な感染防止対策を実施> 乗客同士の席間隔を空けるための大型バスへの切り替え又は増車 エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気 乗務員のマスク着用、出社前検温、運行前後に車内（座席やドアなど）消毒	地域づくり推進部 地域交通政策課 0857-26-7641	http://db.pref.tottori.jp/yosan/R2Yosan_Koukai.nsf/c3f59f6b9ef5cc11492574820029de35/5852d6b02eaba73c492585760023464c?OpenDocument
バス タクシー 鉄道	1	鳥取県		「新たな生活様式」に対応した公共交通事業者等新型コロナウイルス対策資機材整備補助金	県内に拠点があるバス、タクシー、第三セクター鉄道、公共交通空白地有償運送の事業者及び共助交通を実施する地域団体	業界ガイドラインに沿った安全・安心な感染防止対策を実施するために必要な経費を支援し、地域住民の社会生活及び経済活動に不可欠な移動手段を維持・確保する。 補助対象経費：車内滅菌装置等新型コロナウイルスへの感染予防又は感染拡大防止に資する物品等の購入費及びリース料	地域づくり推進部 地域交通政策課 電話番号：0857-26-7641	http://db.pref.tottori.jp/yosan/R2Yosan_Koukai.nsf/c3f59f6b9ef5cc11492574820029de35/5852d6b02eaba73c492585760023464c?OpenDocument
バス タクシー 鉄道	3	鳥取県		新型コロナウイルス業界ガイドラインに沿った県内公共交通の利用を促すPR資料の作成及び広報	県内交通事業者	業界ガイドラインに沿って県内交通事業者（県バス協会、県ハイヤータクシー協会、第三セクター事業者）がコロナ感染防止対策を徹底していることを県民等に広報し、利用促進につなげる。（交通事業者への補助(10/10)）	地域づくり推進部 地域交通政策課 電話番号：0857-26-7641	http://db.pref.tottori.jp/yosan/R2Yosan_Koukai.nsf/c3f59f6b9ef5cc11492574820029de35/5852d6b02eaba73c492585760023464c?OpenDocument
タクシー	2	鳥取県		新型コロナウイルス等の影響に伴う共助交通の代替運行への支援	タクシー事業者等	住民主体の共助交通等が新型コロナウイルス等の影響を受けた場合、各市町村が実施するタクシーを活用した代替運行に係る経費（タクシー券の配布、交通事業者への運行委託等）を支援する。（市町村への補助(1/2)）	地域づくり推進部 地域交通政策課 電話番号：0857-26-7641	http://db.pref.tottori.jp/yosan/R2Yosan_Koukai.nsf/c3f59f6b9ef5cc11492574820029de35/5852d6b02eaba73c492585760023464c?OpenDocument
タクシー	2	鳥取県	鳥取市	鳥取市タクシー代行サービス支援事業	タクシー事業者	鳥取市内の飲食宅配、買い物代行サービスを支援する取り組み。市はタクシー会社に運行助成として1回の配送につき2,000円を支給。	都市整備部 交通政策課 0857-30-8326	https://www.city.tottori.jp/www/content/1589792623162/index.html
乗合バス タクシー	1	鳥取県	倉吉市	感染拡大防止支援	市内の路線バス、タクシー事業者	感染症拡大防止のため、車内等に設置する空気清浄機等の導入にかかる経費の一部を支援 補助率：2分の1 補助限度額：バス（車両1台当たり）41,000円 タクシー（車両1台当たり）9,300円 バスプラザ（1施設当たり）96,000円	企画課 0858-22-8161	
タクシー	3	鳥取県	米子市	「食べて応援！米子のごちそうタク配」事業	タクシー事業者	米子市内の飲食宅配を支援する取り組み。市は貨物有償運送許可を受けたタクシー会社に運行助成として1回の配送につき1,000円を支給。	総合政策部 交通政策課 0859-23-5274	https://www.city.yonagoi.lg.jp/item/36440.htm#pagetop
観光バス	3	鳥取県	北栄町	飲食店等応援補助金	観光バス事業者	事業の継続に大きな影響を受けており、経営及び雇用の継続に取り組む事業者への支援。1事業者につき30万円を支給。	産業振興課 農商工推進室 0858-37-3153	http://www.e-hokuei.net/7879.htm

新型コロナウイルス感染症に係る自治体による交通事業者への支援一覧

乗合バス	3	島根県		島根県地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱の改正	乗合バス事業者	乗合バス事業者の資金繰りを支援するため、島根県地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱の一部を改正し、運行費補助金の早期の概算払いを可能とする	地域振興部 交通対策課 0852-22-5958	
旅客船 航空機	1	島根県		公共交通感染拡大防止対策	市町村への支援 (直接交通事業者を対象としていない)	港や空港において検温を実施するためのサーモグラフィ・非接触型体温計を県で購入し、市町村へ貸出	地域振興部 交通対策課 0852-22-5099	
交通事業者	1	島根県		公共交通感染拡大防止対策	交通事業者	感染防止策にかかる経費を支援（飛沫拡散防止設備導入、マスク購入等）	商工労働部中小企業課 0852-22-6204	https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_inf/bousai/kikikanri/shingata_taisaku/chusho_shien/hozyoseidokuyuhukinn_data/0513syogvo-sabisuijigokansensvotaiou.pdf
貸切バス レンタルバス	3	島根県		貸切バス等による県民の県内移動支援事業	県内に本店又は主たる事業所を有する民間貸切バス事業者、レンタカー事業者	【補助対象事業、経費、補助率】 ○貸切バス ・運賃の2/3を助成（上限：1契約あたり20万円） ○レンタルバス（乗車定員1人以上の車両のみ） ・基本料金の2/3を助成（上限：1日1台あたり4万円）	交通対策課 0852-22-5099	
バス タクシー	1	島根県	浜田市	新型コロナウイルス感染症対策観光事業者等支援事業補助金	バス事業者、タクシー事業者 道路運送法第4条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けて一般旅客自動車運送事業を営業者	【補助金額】 最大15万円（1事業者あたり） 【補助率】 5分の4 【補助対象経費】 消耗品購入費（マスク、アルコール消毒液、石けん、ペーパータオル、除菌シート、ビニール手袋、うがい薬等） 備品購入費・レンタル料（体温計、除菌マット、空気清浄機、サーモグラフィ、飛沫防止用アクリル板、防護服等） 委託費（感染防止対策に係る業務委託）	観光交流課 0855-25-9530	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1590043529041/index.html
タクシー	3	島根県	美郷町	美郷町 ちょこっとおつかいタクシー（買い物代行支援事業）	利用者（町民）：外出を自粛する方の買い物を代行 事業者：町内事業者 4社	【概要】 外出を自粛している町民に対しタクシー事業者が買い物代行する（町は事業者に事業を委託。買い物については町内または郡内のみで実施）。利用者は利用料無料。	美郷暮らし推進課 0855-75-1212	https://gov.town.shimane-misato.lg.jp/bousai/corona/tyoumin/1869
タクシー	2	島根県	松江市	松江市テイクアウト応援事業（救済事業・貨物特例）	松江市内タクシー事業者	○タクシー ・救済事業による買い物代行1回につき1,250円 ・貨物特例によるテイクアウト配送1回につき1,250円	交通政策課 0852-55-5209	http://www1.city.matsue.shimane.jp/sumai/koutsu/takeout.html
乗合バス	2	島根県	川本町	資金繰り支援	町内で運行しているバス事業者	乗合バス事業者の資金繰りを支援するため、川本町生活バス路線運行費補助金交付要綱の一部を改正し、運行費補助金の早期の概算払いを可能とする	まちづくり推進課 0855-72-0634	
乗合バス 乗合型デマ ンドタク シー	1	島根県	川本町	公共交通感染拡大防止対策	町内で事業を営むタクシー事業者及び乗合バス等運行事業者	乗客・乗務員の安全・安心の確保にむけた取組への支援 車両内における運転席と後部座席を隔離する飛沫感染防止策等	まちづくり推進課 0855-72-0634	

新型コロナウイルス感染症に係る自治体による交通事業者への支援一覧

乗合バス	3	岡山県		地域間幹線系統補助金と地域振興特定バス系統補助金交付要綱の改正	乗合バス事業者	乗合バス事業者の資金繰りを支援するため、運行費補助金の早期の概算払いを可能とするため、地域間幹線系統補助金（国庫補助制度の協調補助）と地域振興特定バス系統補助金（単県補助制度）交付要綱改正に向けて補正予算作業中。	県民生活交通課 086-226-7291	
タクシー	2	岡山県	津山市	新型コロナウイルス感染症対策 公共交通配送実施支援助成金（特例による飲食物配送を実施するタクシー事業への支援）	市内に事業所・営業所を有するタクシー事業者	令和2年4月21日から7月31日までの間に、特例による飲食物配送実施を国に申請し、許可を受けたタクシー業者に対してスタートアップとして、1社あたり10万円を助成する。	産業文化部商業・交通政策課 0868-32-2075	https://www.city.tsuyama.lg.jp/business/index2.php?id=7756
乗合バス 貸切バス タクシー	1	岡山県	津山市	公共交通感染症対策助成金	市内に事業所・営業所を有する路線バス、貸切バス、タクシー事業者	市内のバス事業者、タクシー事業者が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、社内研修を実施した際に助成する。 ○基本10万円+1万2千円×研修参加者（上限額20万円）	産業文化部商業・交通政策課 0868-32-2075	https://www.city.tsuyama.lg.jp/business/index2.php?id=7746
貸切バス タクシー	3	岡山県	早島町	早島町事業継続支援金	町内に主たる事業所がある貸切バス事業者、タクシー事業者	町内に主たる事業所がある中小企業者、小規模事業者で、新型コロナウイルスの影響により前年度比で20%以上売り上げが減少している事業者に対し、下記補助金を交付する。 中小企業者 20万円 小規模事業者 10万円	まちづくり企画課 086-482-0612	http://www.town.hayashima.lg.jp/emergency/1590107361378.html

新型コロナウイルス感染症に係る自治体による交通事業者への支援一覧

バス、旅客船、タクシー、軌道	1	広島県		マスク購入費補助	バス、航路、タクシー、軌道事業者	補助対象の団体又はその支部、もしくは加盟各社・組合員によるマスク購入経費を補助する。	地域力創造課 082-513-2579	
乗合バス	3	広島県		地域間幹線系統確保維持費等補助金の概算払	乗合バス事業者	・要綱を一部改正し、概算払を可能とする。(幹線済、広域も可能に向けて作業中) ・現行制度では、利用者数の減少により各種カット等が加味されて補助金が減少するため、要件緩和に向けて補正予算作業中。	地域力創造課 082-513-2579	
旅客船	2	広島県		港湾施設使用料の減免等	航路事業者	・港湾施設使用料の支払猶予及び減免。	港湾振興課 082-513-4019	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/102/
乗合バス	3	広島県	広島市	バス運行対策費広島市補助金交付要綱の改正	乗合バス事業者	乗合バス事業者の資金繰りを支援するため、バス運行対策費広島市補助金交付要綱の一部を改正し、運行費補助金の早期の概算払を可能とする。 (予算額の変更なし)	都市交通部 公共交通計画担当 082-504-2384	
乗合バス 貸切バス タクシー フェリー	1	広島県	大竹市	大竹市新型コロナウイルス対策バス・タクシー・フェリー感染拡大防止支援事業	(1) 市内に本社又は営業所を置くバス事業者 (2) 市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者 (3) 市内に事務所を置くフェリー事業者	バス：(運行台数)×60,000円 タクシー：(運行台数)×10,000円 フェリー：(運航船舶数)×250,000円	市民生活部自治振興課自治振興係 TEL：0827-59-2142	http://www.city.otake.hiroshima.jp/jigvosh/a/shien/1590715121584.html
乗合バス	2	広島県	府中市	生活路線バス補助金概算交付(実施予定)	本市を走行する路線バスのうち、府中市単独補助路線を運行する乗合バス事業者	令和元年度補助実績に基づき6月中に概算交付を実施。年度末に補助対象経費から精算。	都市デザイン課 0847-43-7159	
乗合バス タクシー	1	広島県	府中市	マスク寄贈(実施済)	市内に営業所を有する路線バス事業者及び市内を営業区域とするタクシー事業者	【対象者】市内事業者の従業員に対し、一人あたり5～6枚を寄贈。計2回実施(4/24 5/13)	都市デザイン課 0847-43-7159	
乗合バス タクシー	1	広島県	府中市	衛生対策費助成金(補正予算対応)	市内に営業所を有する路線バス事業者及び市内を営業区域とするタクシー事業者	【交付金額算定式】1事業者につき基礎額100千円+10千円×乗務員数	都市デザイン課 0847-43-7159	
タクシー 航路	3	広島県	三原市	事業継続支援給付金	市内に事業所等を有する法人又は個人事業主 ※タクシー、航路事業者が支援対象に該当	新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少等の影響を受けている事業者に対し、事業所の継続を支援するため、一律で給付金を支給。 給付額 1事業者につき5万円	商工振興課 0848-67-6072	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/sos-hiki/24/chushokigyov219.html
貸切バス タクシー 航路	3	広島県	三原市	観光事業者等支援給付金交付事業	①市内で一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業を営む法人及び個人事業主 ②市内で一般旅客定期航路事業を営む法人及び個人事業主 ※市補助対象航路を除く	新型コロナウイルスの拡大防止策としてなされた外出や往來の自粛要請により稼働率の低迷や売上減少等の影響を受けている市内の自動車運送事業者等に対して給付金を交付することで、事業者の経営支援及び事業継続を図る。 給付額 ①許可を受けた車両数に5万円を乗じた額 ②許可を受けた船舶数に5万円を乗じた額	観光課 0848-67-6014	
航路事業者	2	広島県	江田島市	江田島市航路維持支援金事業	市内を発着点とする定期航路を運航している航路事業者	○要件 ・対象期間(R2.3～6月)において、当該期間の各月が前年同月と比較して、乗降客数が10%以上減少している月があること ・令和2年4月1日現在の便数及び運賃を維持していること ○交付額 ・本市と広島市の間を運航する航路 50万円/月 ・本市と呉市の間を運航する航路 30万円/月	企画部企画振興課 0823-43-1630	

新型コロナウイルス感染症に係る自治体による交通事業者への支援一覧

乗合バス	3	山口県		山口県バス運行対策費補助金交付要綱の改正	乗合バス事業者	乗合バス事業者の資金繰りを支援するため、運行費補助金の早期の概算払いを可能とするための山口県バス運行対策費補助金交付要綱の一部改正	交通政策課 083-933-3120	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/3/9/2/392b64e703f950c3e55ae29468cafd4.pdf
タクシー 貸切バス	3	山口県	山口市	小売業・飲食サービス業等の事業者への事業継続緊急支援	タクシー事業者 貸切バス事業者	事業継続に向けた支援。 固定経費の支援として、1業者あたり一律20万円支給。	経済産業部 ふるさと産業振興課 0120-36-3355	https://www.city.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/46109.pdf
タクシー	3	山口県	山口市	タクシー救済事業	山口地区タクシー協会加盟の市内タクシー会社	宅配（デリバリー）・お買い物代行サービスについて、サービス利用料金1,200円/1件あたり、市が1,000円の補助を行う。	交通政策課 083-934-2729	https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/73/82986.html
タクシー	3	山口県	柳井市	異業種連携支援事業（柳井おつかいタクシー運営事業）	柳井地区タクシー協会	「救済事業」として運輸局へ届出を行っている「タクシー便利屋（買い物代行）」制度を活用し、利用者の希望により、飲食店が調理したテイクアウト（持ち帰り）用の商品をタクシーにより利用者宅へ代行配送を行う。期間限定（令和2年7月31日まで）で利用者の負担額を半額（値下げ額上限1,000円）とし、将来的な制度の定着を目指す。	商工観光課 0820-22-2111 内線363	https://www.city.yanai.jp
法人及び個人事業者	3	山口県	柳井市	事業継続支援金	持続化給付金の対象となる法人及び個人事業者	持続化給付金の国上限（法人200万円、個人事業者100万円）を超えた部分を、10万円まで市が支援金として交付する。	商工観光課 0820-22-2111 内線363	https://www.city.yanai.jp
タクシー	3	山口県	宇部市	「うべ飲食店・応援プラットフォーム」・「宇部飲食店テイクアウト支援事業」 タクシー配送サービス	タクシー事業者	・飲食物配送サービスを行ったタクシー事業者に補助金を交付する。 ・国土交通省に救済事業の届出をしているタクシー事業者が対象で、補助金額はサービス1回（条件あり）につき1,200円。 ・実証実験5/2～5/6 ・5/7～継続実施	総合戦略局 共生社会ホストタウン推進グループ 0836-34-8831	https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kenkou/seijinkenkou/kansenshouyobou/korona/torikumi/plathome/takeout.html
タクシー	3	山口県	下関市	食べて応援！ 「ごちそう宅シー」事業	タクシー事業者	利用者の減少が著しいタクシー事業者に対する緊急支援として、同様に売り上げの低迷化に置かれている飲食店等が提供するテイクアウト商品をタクシー事業者が買物代行する費用の一部を補助。 買物代行1件につき1,000円補助	タクシー事業者に関する事 交通対策課：083-231-1441 飲食事業者に関する事 企画課：083-231-5838	http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1587635762047/index_k.html
タクシー	3	山口県	周南市	テイクアウト促進事業新規 参入事業者支援補助金	申請日までに1年以上の事業実績のある法人・団体・個人事業主（市内に本社、本部の住所があり、市税を完納している者。）	・飲食店の注文発注、受取・配達、集金等の代行などの一連の業務を行うことで、市内飲食店のテイクアウト営業を促進する。 ・補助金最大 50万円（新規参入時 最大20万円）	商工振興課 0834-22-8373	https://www.city.shunan.lg.jp/site/covid19/51979.html
不問	3	山口県	光市	新型コロナウイルス感染症 対策事業継続支援給付金	市内に本店及び営業所を置く路線バス、貸切バス、法人・個人タクシー事業者など交通関係事業者を含む全業種	○対象者：持続化給付金（中小企業庁所管）の給付を受けた事業者 ○給付額：法人は持続化給付金の10分の1（個人は10分の2）を給付	商工観光課 0833-72-1519	https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/7/kanako/jigyousha/4/10179.html
交通事業者 全般	3	山口県	山陽小野田市	事業継続給付金	市内に事業所を有する中小企業もしくは個人事業主、または市内に住居登録のある個人事業主	新型コロナウイルスの影響により令和2年2月から5月までのいずれかの月の事業収入が前年同月比で20%以上減少しており、今後も事業を継続する意思のある中小企業に対して、一事業者あたり20万円を支給する。	商工労働課 0836-882-1150	https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/site/covid-19/jigyokeizoku.html
タクシー 貸切バス	3	山口県	周防大島町	周防大島町商工業経営支援 給付金	タクシー事業者 貸切バス事業者	経営が著しく困難になった事業者に対する経営支援。 1事業者につき5万円を一律支給。	本所・久賀支所 0820-72-0478	https://www.town.suo-oshima.lg.jp/syoukoukankou/20200507.html
タクシー	3	山口県	和木町	和木町商工業者経営応援給 付金	タクシー事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で売上高が30%以上減少した月等がある事業者 1事業者につき10万円を一律支給。	企画総務課企画係 0827-52-2136	http://www.town.waki.lg.jp/life/detail.htm?navi=1&lif_id=5215